

山梨市耐震改修促進計画

令和8年3月

山 梨 市

目次

序章

1. 計画の背景
2. 本計画の位置づけと他の計画との関係
3. 計画の期間

第1章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

1. 想定される地震
2. 耐震化の現状
3. 耐震化の目標設定
4. 市有建築物の耐震化の目標設定

第2章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

1. 耐震化に係る基本的な取り組み方針
2. 耐震化の促進を図るための支援策
3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備
4. 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進
5. 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化

第3章 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1. 耐震啓発ローラー作戦の実施
2. 相談体制の整備及び情報提供の充実
3. パンフレットの作成・配布や講習会の開催
4. リフォームにあわせた耐震改修の誘導
5. 自治会等との連携に関する事項
6. 税制の周知・普及

第4章 住宅・建築物の耐震化の促進に関する必要な事項

1. 県、市町村、関係団体による体制の整備
2. 本市内での耐震化促進体制の整備

山梨市耐震改修促進計画

序 章

1 計画の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）が制定されました。その後、平成19年7月には県において「山梨県耐震改修促進計画」が策定されたことを踏まえ、本市においても平成21年6月に「山梨市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

平成23年3月の東日本大震災では、想定を超える巨大地震・津波により甚大な被害が発生し、以降、南海トラフ地震等の切迫性や、大規模地震への備えの重要性が一層強調されました。これを受けて、平成25年11月の法改正に伴い「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本的な方針」という。）が改正され、国・地方での耐震化の取組が一段と進められています。

近年においても、平成28年4月の熊本地震や令和6年1月の能登半島地震等の大規模地震が発生し、多くの建築物が倒壊・崩壊しました。特に、旧耐震基準で建築された木造住宅を中心に深刻な構造被害が確認されるなど、住宅・建築物の耐震化の重要性は高まっています。また、平成30年6月の大阪北部地震でのブロック塀倒壊事故のように、耐震性に欠ける構造物が被害の拡大要因となる事例も発生しています。

さらに、令和7年には国の基本的な方針が改正され、耐震化に関する目標の見直しや基本的事項の追加が行われました。第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月）や南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月）の改正等を踏まえ、住宅・建築物の更なる耐震化は一層喫緊の課題となっています。

こうした国や県の動向、近年の大規模地震の経験を踏まえ、本計画の期間を10年間延長し、国・県の方針や社会情勢の変化を反映して、より効果的な耐震化施策を推進します。

2 本計画の位置づけと他の計画との関係

本計画は、法第6条第1項に基づき策定したものです。

また、山梨市地域防災計画や山梨県耐震改修促進計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、国や県の方針に従い、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

社会情勢の変化や本計画の実施状況に適切に対応するため、必要に応じて計画の改定を行います。

第1章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

1 想定される地震

山梨県地域防災計画（令和7年3月）及び山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）によると、本県に大規模な被害をもたらすおそれのある想定地震の概要は次のとおりです。

(1) 被害想定の対象地震

- ① 南海トラフの巨大地震（東側ケース）
南海トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震のうち山梨県での震度が最も大きくなる「東側ケース」の地震
- ② 首都直下地震 M7（立川市直下）
相模トラフ沿いの首都直下プレート境界で発生する海溝型地震のうち山梨県域にかかる震源断層域を含む地震
- ③ 糸魚川—静岡構造線断層帯中南部区間
山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち長野県側で発生する地震
- ④ 糸魚川—静岡構造線断層帯南部区間
山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち山梨県側で発生する地震
- ⑤ 曾根丘陵断層帯
甲府市の南側に位置する活断層で発生する地震
- ⑥ 扇山断層
山梨県の東部に位置する活断層で発生する地震
- ⑦ 身延断層
山梨県の南部に位置する活断層で発生する地震
- ⑧ 塩沢断層帯
山梨県の東部、静岡県との県境に位置する活断層で発生する地震
- ⑨ 富士川河口断層帯
山梨県南部から太平洋にかけて位置する活断層で発生する地震
- ⑩ 【参考】首都直下地震（M8 クラス相模トラフ）
相模トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震

(2) 対象地震の地震動と震源分布

想定される地震の地震動と震源分布は次のとおりです。（表 1-1・図 1-1）

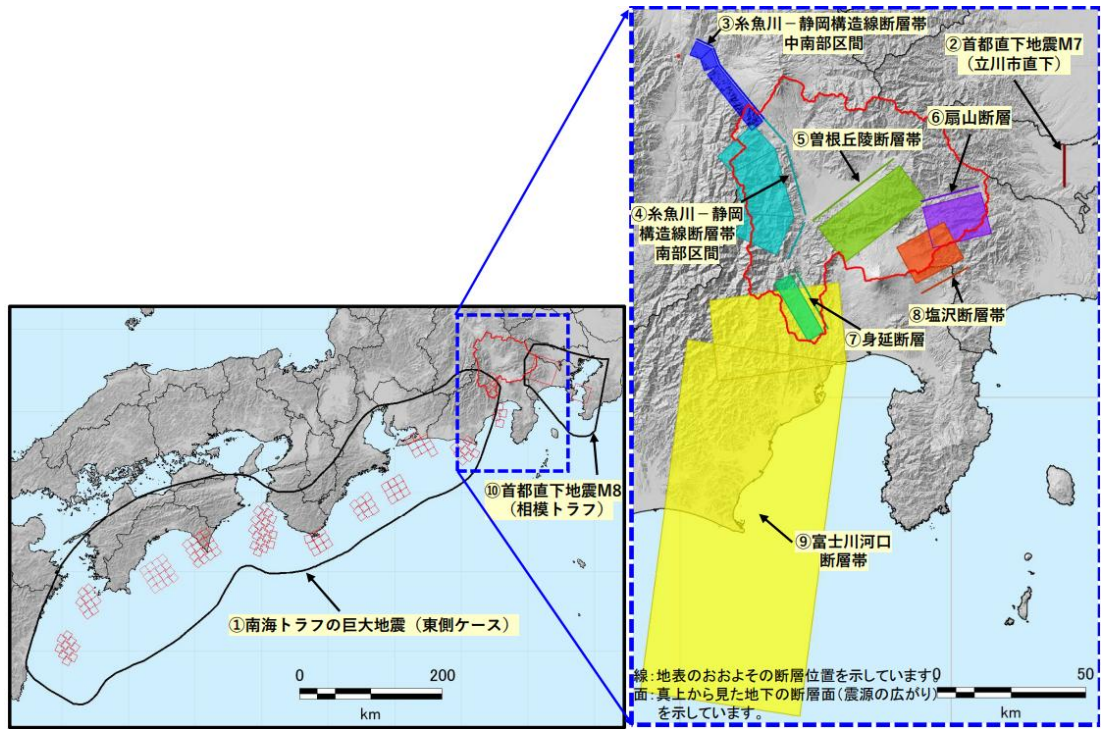
表 1-1 対象地震の地震動

対象地震	対象地震の地震動予測結果の概要
①南海トラフの巨大地震 （東側ケース）	震源は遠いものの、県中心部～南部にかけて揺れが大きく、一部の地域で最大震度7の揺れが想定される。
②首都直下地震M7 （立川市直下）	震源に近い、県東部及び富士五湖地域の一部で最大震度6強の揺れが想定される。
③糸魚川—静岡構造線断層帯 中南部区間	震源が位置する県北西部で震度6強から震度7、甲府盆地の一部地域で最大震度6弱が想定される。
④糸魚川—静岡構造線断層帯 南部区間	震源が位置する県西部で広範囲に震度6弱以上となり、一部の地域で震度7が想定される。
⑤曾根丘陵断層帯	震源が位置する県中心部において震度7の揺れが広く発生することが想定される。
⑥扇山断層	震源が位置する県東部を中心に揺れが大きく、一部の地域で最大震度7の揺れが想定される。
⑦身延断層	震源の真上にあたる県南西部の揺れが大きく、一部の地域で最大震度6強の揺れが想定される。
⑧塩沢断層帯	震源付近で揺れが大きく富士五湖地域では最大震度7の揺れが想定される。
⑨富士川河口断層帯	震源に近い県南部において最大震度7の揺れが想定される。
⑩【参考】首都直下地震 （M8クラス相模トラフ）	震源に近い県東部で揺れが大きく、揺れやすい地盤においては最大震度7の揺れが想定される。

出典：山梨県地域防災計画（令和7年3月）

山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）

図 1-1 想定地震の位置



出典：山梨県地域防災計画（令和 7 年 3 月）

山梨県地震被害想定調査報告書（令和 5 年 5 月）

(3) 対象地震による本市の建物被害予測結果

山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）によると、本市で想定される対象地震の揺れによる建物被害予測結果は次のとおりです。（表1-2）

発生確率が高いとされる南海トラフの巨大地震の揺れによる建物被害は約830棟、県中心部に位置する曾根丘陵断層帯で発生する地震の揺れによる建物被害は約1,537棟と予測されています。これらの大規模地震による建物被害を軽減するための取組は、喫緊の課題となっています。

表1-2 対象地震の揺れによる本市の建物被害予測結果 (単位：棟)

対象地震	全壊	半壊	合計
①南海トラフの巨大地震（東側ケース）	166	664	830
②首都直下地震M7（立川市直下）	40	211	251
③糸魚川—静岡構造線断層帯中南部区間	70	273	343
④糸魚川—静岡構造線断層帯南部区間	54	176	230
⑤曾根丘陵断層帯	435	1,102	1,537
⑥扇山断層	1	5	6
⑦身延断層	-	-	-
⑧塩沢断層帯	0	1	1
⑨富士川河口断層帯	19	102	121
⑩【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）	17	84	101

（数値の表示方法）：「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

出典：山梨県地域防災計画（令和7年3月）

山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）

2 耐震化の現状

(1) 住宅建築時期別の状況等

令和 5 年住宅・土地統計調査を基に令和 7 年度末の住宅総数を推計すると、市内の住宅総数は、13,216 戸であり、昭和 55 年以前に建築された住宅は、3,610 戸で全体の 27.3%を占めています。（表 1-4）

表 1-4 建築時期別住宅数 (単位:戸)

住宅総数				
13,216	昭和 55 年 以前の住宅※	3,610 (27.3%)	昭和 56 年 以降の住宅※	9,606 (72.7%)

※昭和 56 年 6 月 1 日に建築基準法の耐震関係規定が改正された（新耐震基準）ため、昭和 56 年 5 月 31 日以前と同年 6 月 1 日以降に分けることが必要ですが、根拠としている住宅・土地統計調査が昭和 55 年と昭和 56 年で分かれているため便宜上この区分を採用しています。

市内の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の 76.7%を占めています。

また、戸建て住宅の 30.7%が昭和 55 年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は 23.5%となっています。

一方、共同建て住宅においては、昭和 55 年以前に建築された割合が 16.3%となっており、戸建て住宅に比べ新しいものの割合が多くなっています。また、住宅総数に対する割合は 3.8%と低くなっています。（表 1-5）

表 1-5 建方別建築時期別住宅数 (単位:戸)

住宅総数	① 13,216		昭和 55 年以前の住宅 ③ 3,610		昭和 56 年以降の住宅 ④ 9,606	
	②	構成比 (②/①)	⑤	(⑤/②)	⑥	(⑥/②)
戸建て	10,143	76.7%	3,110	30.7%	7,033	69.3%
共同建て	3,073	23.3%	500	16.3%	2,573	83.7%

住宅の構造別に見ると、木造住宅は 9,921 戸あり、全体の 75.1%を占めています。
 また、昭和 55 年以前に建築された住宅で見ると木造住宅が 3,050 戸あり、昭和 55 年以前に建築された住宅全体の 84.5%を占めています。

表 1-6 構造別建築時期別住宅数 (単位：戸)

住宅総数	① 13,216		昭和 55 年以前の住宅 ③ 3,610		昭和 56 年以降の住宅 ④ 9,606	
	③	構成比 (②/①)	⑤	(⑤/③)	⑥	(⑥/④)
木造	9,921	75.1%	3,050	84.5%	6,871	71.5%
非木造	3,295	24.9%	560	15.5%	2,735	28.5%

(2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち、耐震性を有するもの及び既に耐震改修を実施したものを加えると、耐震性のある住宅数は 10,853 戸になり、市内における住宅の耐震化率は、令和 7 年度末で 82.1%と推計されます。(表 1-7)

表 1-7 住宅の耐震化の現状 (単位：戸)

住宅総数 ①	昭和 55 年以前の住宅 ②				昭和 56 年以降の住宅 ⑥	耐震性有の住宅数 ⑦ (③+④+⑤)	耐震化率 令和 7 年度末推計値 ⑧ (⑦/①)
	耐震性を有するもの ③	耐震改修を実施したもの ④	耐震性が無いもの ⑤	②+⑥			
13,216	3,610	1,152	95	2,363	9,606	10,853	82.1%

(3) 特定建築物等※の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物等」は、101 棟あります。このうち昭和 55 年以前に建築された 36 棟の中で、耐震性を有するもの棟と耐震改修を実施したものを昭和 56 年以降に建築された 65 棟に加えた、99 棟（推計値）が耐震性を有すると考えられます。

従って、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、令和 7 年度末で 98.0% と推計されます。（表 1-8）

表 1-8 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状（単位：棟）

特定 建築物等 ① (②+⑥) 101	昭和 55 年 以前の特定 建築物等 ② 36	耐震性 有する もの ③ 15	耐震改修 を実施 したもの ④ 19	耐震性が 無いもの ⑤ 2	昭和 56 年 以降の特定 建築物等 ⑥ 65	耐震性有 の特定 建築物等 ⑦ (③+④+⑥) 99	耐震化率 令和 7 年度末 推計値 ⑧ (⑦/①) 98.0%

※特定建築物等について

本計画において、「特定建築物等」とは、建築基準法等の耐震関係規定に適合するか否かにかかわらず、次に掲げる建築物をいい、法第 6 条に規定する「特殊建築物」（建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物）と区別している。

- ・法第 6 条第 1 号に規定する建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物等」という。）

- ・法第 6 条第 2 号に規定する建築物（以下「危険物の貯蔵等の用途に供する特定建築物等」という。）

- ・法第 6 条第 3 号に規定する建築物（以下「地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある特定建築物等」という。）

表 1-9 「多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状」

(単位：棟)

区分	用途	昭和 55 年以前 の 建築物 ①	昭和 56 年以降 の 建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 令和 7 年度末 ⑤ (④/③)	
災害時の拠点となる建築物	県庁舎、市役所、公民館、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	23	36	59	58	98.3%	
	公共建築物	県	7	5	12	12	100%
		市	16	10	26	25	96.2%
	民間建築物	0	21	21	21	100%	
不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	3	4	7	6	85.7%	
	公共建築物	県	0	1	1	1	100%
		市	1	1	2	2	100%
	民間建築物	2	2	4	3	75.0%	
特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	10	25	35	35	100%	
	公共建築物	県	4	3	7	7	100%
		市	5	8	13	13	100%
	民間建築物	1	14	15	15	100%	
計		36	65	101	99	98.0%	
	公共建築物	県	11	9	20	20	100.0%
		市	22	19	41	40	97.6%
	民間建築物	3	37	40	39	97.5%	

※民間建築物の④と⑤は推計値

(4) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「山梨市地域防災計画」で地震時に通行を確保すべき重要な緊急輸送道路等を位置づけています。

この緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進することは、道路閉塞を防ぎ広域ネットワークを確保し、復旧・復興活動を円滑に進める上で重要となります。

本市では、地震による倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため「法 6 条第 3 項第 1 号の適用を受ける道路」を指定しています。（表 1-10）

表 1-10 「法第 6 条第 3 項第 1 号の適用を受ける道路」

道路種別	路線名	起終点
一般国道	国道 140 号	埼玉県境～笛吹市境（西関東連絡道路経由）
	国道 411 号	市内全線
	国道 140 号	万力ランプ～岩手ランプ交点
一般県道	山梨市停車場線	山梨市駅前交差点～国道 411 号交点
	下神内川石和温泉停車場線	山梨市停車場線交点～笛吹市境
	柳平塩山線	国道 140 号交点～市立牧丘病院
	万力小屋敷線	八日市場交差点～甲州市境
市道	市役所前通り線	国道 140 号交点～市役所南交差点
	山梨市駅前山梨線	山梨市駅前交差点～八日市場跡交差点
	富士塚通り	フルーツ公園入口交差点～フルーツライン交点
	フルーツライン	富士塚通り交点～笛吹川フルーツ公園

・要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）

指定された重要な避難路に面する沿道建築物のうち、旧耐震基準で建築された建築物で、前面道路幅員の 1/2 を超える高さのもの（ただし、道路幅員が 12m 以下の場合には 6m を超える高さのもの）を対象としています。（図 1-2）

これらの対象建築物の所有者は耐震診断を行い、その結果を所管行政庁へ報告することが義務付けられており、所管行政庁は当該報告の内容を公表することとなっています。

市内にある対象建築物については、全ての所有者から耐震診断の結果が報告されており、県ではその内容を令和 6 年 12 月に公表しました。

対象建築物 9 棟のうち、令和 7 年度末時点で耐震性が不十分な建築物は 7 棟となっています。（表 1-11）

図 1-2

避難路沿道建築物（道路を閉塞する恐れのある建築物）の例

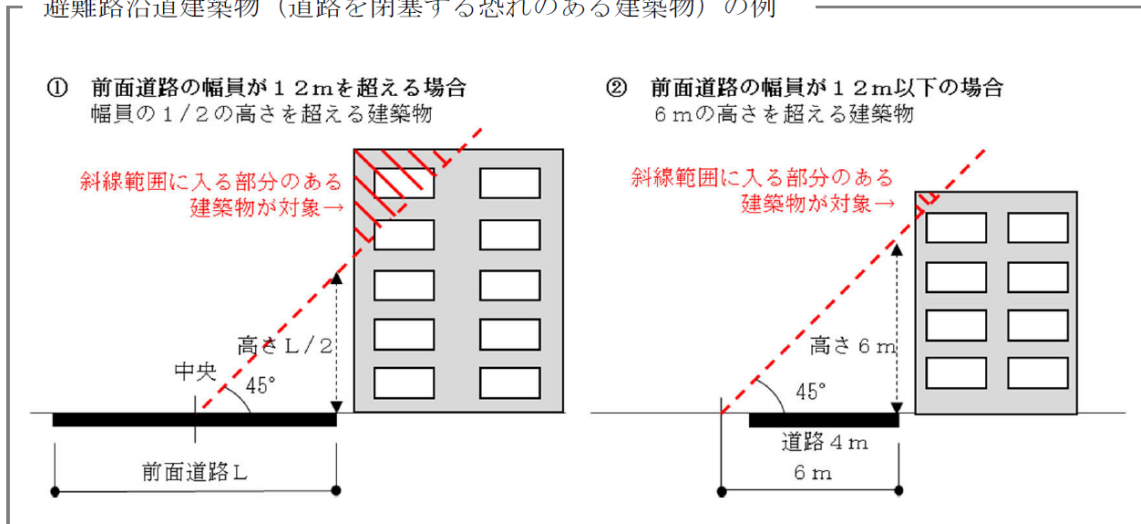


表 1-11 「要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）」の耐震化の状況（令和7年度末）

対象の建築物	耐震性不足が解消された建築物	耐震性が不十分な建築物
9棟	2棟	7棟

3 耐震化の目標設定

耐震化の目標設定については、国の基本方針及び県の「山梨県耐震改修促進計画」を踏まえ、「住宅」及び「要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）」を対象とします。

(1) 住宅

国の基本方針及び県の計画では、計画期間で概ね解消としていますが、本市においては令和7年度末における耐震化率は82.1%と推計されることから、目標値を継続し、令和17年度末における耐震化率の目標を95%とします。（表1-7）

(2) 耐震診断義務付け対象建築物

耐震性が不十分な要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）を、早期に概ね解消することを目標とします。

4 市有建築物の耐震化の目標設定

市有建築物は、災害時の拠点施設として使用されることが多いため、機能確保の観点等から耐震化を進める必要があります。

(1) 市有建築物の耐震化の現状

現在、市有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は41棟あり、そのうち昭和55年以前に建てられたものは22棟あります。この22棟のうち、耐震性を有するものは21棟あります。これに、昭和56年以降に建築された19棟を加えた40棟が耐震性能を有しており、現状での耐震化率は97.6%となります。（表1-9）

(2) 市有建築物の耐震化率の目標設定

市有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」の令和17年度末における耐震化率の目標は、100%とします。

第2章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、県と市は、こうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、県、本市、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進します。

表 2-1 建築物所有者、県、市、建築関係団体等の役割分担

	所有者 建築物	県	市	団体 建築関係	技術者 建築関係
耐震診断・耐震改修の実施	●				
耐震改修促進計画の策定		●	●		
耐震化緊急促進アクションプログラムの策定※			●		
公共建築物の耐震化		●	●		
耐震化に関する知識の普及・啓発		●	●	●	
耐震化への補助		●	●		
所有者等への適切なアドバイス		●	●	●	●
技術者の養成		●	●	●	

※交付金を活用するための要件となっている計画

2 耐震化の促進を図るための支援策

市民に対する、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性についての普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

(1) 住宅に関する支援策

昭和56年5月以前に着工された木造住宅を対象として、耐震診断や耐震改修等に対して補助を実施しています。※補助事業の内容は年度によって変更となる場合があります。

① 山梨市木造住宅耐震診断事業

事業内容	住宅の耐震診断に対する補助
実施期間	令和17年度まで
対象	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
事業主体	住宅所有者等の申請により市町村が実施
補助率（額）	全額市負担

② 山梨市木造住宅耐震改修等支援事業

事業内容	住宅の耐震改修及び建替に対する補助
実施期間	令和17年度まで
対象	耐震診断の結果、倒壊の危険があると診断された木造住宅
事業主体	個人
補助率（額）	耐震改修・建替え工事に要する対象経費以内、かつ、1,437,500円を限度（令和8年度まで）

(2) 建築物に関する支援策

要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）を対象に、耐震設計や耐震改修等に対して補助を実施しています。※補助事業の内容は年度によって変更となる場合があります。

山梨市災害時避難路通行確保対策事業

事業内容	避難路沿道にある建築物の耐震設計、耐震改修・建替え・除却工事に要する補助
実施期間	令和12年度まで
対象	法第6条第3項第1号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物
事業主体	個人
補助率（額）	①耐震設計：補助対象経費の5/6以内 ②耐震改修・建替え・除却工事：補助対象経費の11/15以内 補助対象経費（①～②）の限度額は、面積にそれぞれ定める額を乗じて得た額

3 安心して耐震改修を行うことができるようになるための環境整備

(1) 専門技術者紹介体制の整備

市内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、(社)山梨県建築士事務所協会等が実施した、耐震診断や耐震改修に関する技術的な講習会を受講した建築士等の情報について、情報提供の方法を検討していきます。

(2) 市民への住宅耐震化の啓発

市民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修などに関する情報を容易にわかりやすく解説し、ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、県並びに(社)山梨県建築士会などの無料相談窓口を紹介しています。

今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

(1) 地震発生前の対策

① ブロック塀等の転倒防止対策

大規模地震発生時には、ブロック塀等が倒壊し、避難や救助活動の妨げとなるだけでなく、死傷者が発生するおそれがあると指摘されています。

このため、倒壊に伴う危険性を市民や建物所有者に周知するため、正しい施工方法や補強方法等について、パンフレット等を活用した普及啓発を行うとともに、建築物防災週間等の機会を捉え、転倒防止対策等を促進します。

また、地震発生時における避難経路の安全性及び緊急車両の通行確保を図るため、県及び市町村の地域防災計画に記載された緊急輸送道路や、本市が指定した指定避難所までに至る経路に面するブロック塀等について、令和2年に実態調査を実施しました。

その結果、高さが2.2mを超えるもの、損傷・傾斜・たわみが認められるなど、早急な改修が必要とされるブロック塀等の状況を把握しました。これらのブロック塀等の所有者に対しては、県と連携し、戸別訪問等を通じて転倒防止対策の実施を働きかけるとともに、補助金等の活用により耐震化がなされるよう引き続き指導します。 ※補助事業の内容は年度によって変更となる場合があります。

山梨市ブロック塀等安全確保対策支援事業

事業内容	ブロック塀等を撤去する工事、又は撤去し、フェンス等へ改修する工事に対する補助
実施期間	令和10年度まで
対象	緊急輸送道路（緊急輸送道路から指定避難所までに至る道路で市が指定した経路含む）及び通学路に面した危険性の高いブロック塀等で、高さ（基礎含む地盤面からブロック塀等の上面までの高さをいう。）が1メートル以上のもの
事業主体	個人
補助率（額）	対象経費の2/3以内、かつ、20万円を限度

② 家具等の転倒防止

地震発生の際に家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになったりする場合があります。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止についてチラシ等により普及啓発に努めるとともに、これらの対策に対して補助を実施しています。

※補助事業の内容は年度によって変更となる場合があります。

山梨市家具等転倒防止対策事業

事業内容	家具転倒防止器具の購入や取り付けに係る費用への補助
対象	次に掲げるもののうち補助対象者が居住する市内の住宅の家具等に係るもの（条件を満たせば②が対象となる） ①家具等の転倒防止器具等の購入費 ②家具等の転倒防止器具等の取付けを事業者に依頼する場合の購入費及び取付費
事業主体	個人
補助率（額）	①対象経費以内、かつ、5,000 円を限度 ②対象経費以内、かつ、10,000 円を限度

③ 耐震シェルター・防災ベッドの設置

住宅の規模や構造、所有者の生活状況等によっては、建物の耐震改修を実施することが困難な場合があります。そのような状況においては、建物が倒壊した際でも安全な空間を確保できる耐震シェルターや、就寝時の被害を軽減する防災ベッドは、比較的容易に設置可能であり、居住者の生命を守るために有効な地震対策となります。

このため、耐震シェルターや防災ベッドの設置を普及啓発するとともに、これらの設置に対して補助を実施しています。

※補助事業の内容は年度によって変更となる場合があります。

山梨市木造住宅耐震シェルター設置事業

事業内容	住宅の耐震シェルター設置に対する補助
実施期間	令和 17 年度まで
対象	耐震診断の結果、倒壊の危険があると診断された木造住宅
事業主体	個人
補助率（額）	耐震シェルター設置に要する対象経費以内、かつ、36 万円を限度

(2) 地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度※①に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を要請します。また、同様に宅地が被害を受けた場合は、被災宅地危険度判定制度※②に基づき、県に対し被災宅地の判定活動を要請します。

※① 被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

※② 被災宅地応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、宅地判定士（危険度判定を実施する能力を有する者として知事が登録した者、又は被災宅地危険度判定連絡協議会会長が宅地判定士名簿に登録した者）が、被災した宅地の危険度を判定する制度です。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化

緊急車両の通行や市民の避難路を確保するため、緊急輸送道路などの本市が指定した重要な避難路に敷地が面しており、地震により倒壊した場合に道路を閉塞するおそれのある建築物「要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）」について、県と連携しながら耐震化を促進します。

(1) 耐震診断の実施結果のとりまとめと公表

避難路沿道建築物の所有者は、法第7条により、耐震診断の実施とその結果を所管行政庁へ報告することが義務付けられています。

市内にある対象建築物の報告先は県となり、全ての対象建築物については、耐震診断の結果が報告されました。所管行政庁は法第9条に基づき、これらの結果を公表することとなっており、令和6年12月に県はホームページで公表しています。

(2) 耐震改修等の促進

耐震診断の結果、耐震性が不足する建築物に対しては、県が令和6年12月に作成・公表した「耐震改修促進法における要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震化に係る指導・指示等に関するガイドライン」に基づき、指導・助言（法第12条第1項）、必要に応じた指示（同第2項）、公表（同第3項）を行い、耐震化を促進します。

第3章 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発 及び知識の普及

耐震化を促進するため、市民に対し地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

1 耐震啓発ローラー作戦の実施

補助制度の内容や住宅の耐震化をより一層認識していただき、耐震化への第一歩である耐震診断の実施や、地域ぐるみの地震対策に繋げるため、県、市町村、自治会、建築士等が連携し、所有者に対して各戸訪問やダイレクトメールを実施します。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

市では、県や（社）山梨県建築士会地震相談窓口及び、（社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、市民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする市民に対し、わかりやすい情報の提供に努めます。

3 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

市では、耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、市民に対し各種の情報を提供に努めます。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、市では県との協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

今後も、一般的なリフォーム工事と併せて耐震改修工事が実施されるよう、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載等による情報提供等に努めます。

5 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、市では各区と連携し、地域ぐるみでの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、地域の区や自主防災組織等を巻き込む中で、住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

6 税制の周知・普及

耐震改修促進税制が創設され、所得税や固定資産税の優遇措置を実施しており、概要は、次のとおりです。（表 3-1）

今後も、各行政機関と連携し、税制の周知・普及に努めます。

表 3-1 税制の概要

項目		内容
所得税	概要	旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準）により建築された住宅を現行の耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日以降の耐震基準）に適合させる耐震改修工事を含む増改築等工事を行った場合
	控除の内容	耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額（上限：250 万円）から 10%を控除
	適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・その者が主として居住の用に供する家屋であること ・家屋が昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものであること ・改修前の家屋が現行の耐震基準に適合しないものであること ・令和 10 年 12 月 31 日までに工事を完了すること
	手続き	証明書等を添付して確定申告を行う

項目		内容
固定資産税	概要	昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された住宅を現行の耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日以降の耐震基準）に適合する耐震改修を行った場合
	控除の内容	上限 120 ㎡までの固定資産税を、1 年間 1/2 に減額 ※当該住宅が法に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」の場合は、2 年間 1/2 に減額
	適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工事費が税込 50 万円を超えること ・昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する家屋であること ・店舗等併用住宅の場合は、床面積の 1/2 以上が居住用であること ・現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行っていること ・令和 13 年 3 月 31 日までに工事を完了すること
	手続き	耐震改修工事の完了後 3 カ月以内に必要書類を税務課に提出

※この内容は税制改正等に変更されることがあります

第4章 住宅・建築物の耐震化の促進に関する必要な事項

1 県、市町村、関係団体による体制の整備

円滑かつ適切な耐震化を促進するため、県、市町村及び県内建築関係団体による体制を整備し、耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換等を行うこととします。

2 本市内での耐震化促進体制の整備

本市内での適切な耐震化を促進させるため、積極的に耐震診断及び耐震改修に関する情報提供等を行う地域の区や自主防災組織等と協調した体制を整備します。

■ 改定履歴

平成21年6月	策定
平成23年度	表1-8 一部修正
平成26年9月	「地震発生時に通行を確保すべき道路」の追加
平成28年3月	改修計画の一部を改定
平成31年3月	改修計画の一部を改定
令和3年3月	改修計画の一部を改定
令和6年3月	県補助要綱改正及び税制改正に伴う一部修正
令和7年3月	県補助要綱改正に伴う一部修正
令和8年3月	改修計画を改定